港湾運送約款

第１条　当社の一般港湾運送事業に関する営業は、この約款の定めるところによる。

２この約款に定めていない事項は、法令又は慣習（若しくは関係船会社の海上運送約款）による。

３前二項の規定にかかわらず、当社が、法令の規定に反しない範囲内で特約の申込みに応じたときは、その特約による。

第２条　当社が営業に関し通知又は催告をしようとする場合において、相手方の所在を知ることができないときは、通知又は催告すべき事項を営業所に掲示し、かつ日刊の神戸新聞に公示又は当社ウェブサイトに掲載してこれに代える。

２前項の掲示及び公示又は掲載をした場合、掲示及び公示又は掲載した日から２週間を経過したときは、通知又は催告すべき事項は了知されたものとみなす。

第３条　受託貨物に対する当社の責任は、船舶又は陸上において当該貨物を受取ったときに始まり、有姿のままその陸揚引渡又は船積をしたときに終る。

２当社は取扱貨物の種類、内容、中品状態、品質、数量、重量、容積、荷印、副荷印、番号、及び価額についてはその責を負わない。

３当社は、撒物貨物については、当社の責任によって欠量した場合を除き、その責を負わない。

第４条　委託者が船積又は陸揚を委託しようとするときは、次に掲げる事項を記載した船積委託書若しくは陸揚委託書又はこれ等に準ずる書類を提出するものとする。

①貨物の荷印、番号、個数、荷姿、品名、価格、重量及び容積

②仕向港若しくは仕出地及び到着地（国及び港、積換の要あるときは積換港名）

③荷受人の氏名又は商号及び住所並びに貨物到達通知先

④荷送人の氏名又は商号及び住所

⑤作成年月日、委託者の氏名又は商号及び住所

⑥運賃諸掛金支払方法その他条件

⑦B/L 作成枚数その他 B/L に関する指示

⑧その他船積又は陸揚のために必要な事項及び委託者の希望条項又は指図

２正当でない又は不完全な記載から生じる結果については、委託者の負担とする。当社は、委任がない限り前項の委託書を改訂し、又は補充する義務を負わない。

第５条　受託貨物は、貨物を受取る権限を有することを証する書類と引換えでなければその引渡をしない。

２前項書類の提示がないときは、貨物の点検、見本摘出等の求めに応じない。

第６条　受託貨物に対し特別の注意、特別の取扱方、又は法規上特別の取扱を要するものに対しては、委託者から予めその旨を明告した場合の外、当社は特別の注意、又は特別の取扱をしなかったことによって生じた損害についてはその責を負わない。

第７条　爆発、発火、引火、腐蝕、有毒等の危険性、又は加害性があって社会通念上危害を及ぼすおそれのある貨物については、委託者が予めその種類、品名、数量及び特質その他必要な事項を、重量貨物に対してはその正確な重量を、外部の見易いところに明記し、かつ予め当社に明告した場合の外、当社は、正当な事情があるときはできる限り委託者に通知をした後、当社の選択に従い競売し、若しくは任意に売却し、又は危険を避けるため委任者に予告をしないで廃棄その他適宜の処分をすることができる。この場合、貨物に対する当社の一切の責任は、上記の処分によって終了する。

２前項の明告がなかった場合、当該貨物の滅失、毀損その他の損害並びに他の貨物、船舶、財産、又は人畜に及ぼした一切の損害、費用、罰金及び責任は故意、又は過失の有無にかかわらず委託者が負担しなければならない。

３当社が第１項の明告を受けて受託した貨物であっても、他の貨物、船舶、財産、又は人畜に危害を及ぼすようになった場合又はその虞があると認めた場合は、廃棄その他適宜の処分をすることができる。この場合貨物に対する当社の一切の責任は、上記の処分によって終了し、この処分に要した費用は委託者、又は荷受人の負担とする。

第８条　紙幣、貨幣、貴金属、宝石類、有価証券、美術骨董品等の貴重品、又は高価品に対しては、委託者がその中品の品名及び価額を明告した場合の外、当社はいかなる損害であっても賠償の責を負わない。

第９条　当社は委託者からの委託がなければ、運転中又は上屋、野積場、及び荷揚場に蔵置中の貨物に対して火災その他の損害保険を付しない。

第１０条　委託者は、貨物の性質、重量、容積、運輸距離等に応じて運送に耐えるように荷造をし、かつ、荷札をつけ又はこれに代わる標示をしなければならない。

２当社は、荷造が十分でないと認めた貨物であっても取扱上支障がないと認め、かつ、委託者が荷造不備による損害を負担することを承諾したときは、その港湾運送の委託を引受けることがある。

第１１条　当社が必要と認めたときは、便宜貨物の荷造を補修し、又は改装することがある。この場合において生じた一切の費用は委託者又は荷受人の負担とする。

第１２条　委託貨物の引受又は引渡は、当社所定の荷捌場において行う。但し、委託者の求め、又は当社の都合によりこれを変更することがある。

第１３条　何れの側からも書面を以て確認されない口頭、電話、電信による委託、若しくはその他の通知の遵守については、当社はこれを担保しない。

第１４条　当社は、次の場合には港湾運送の引受を拒否することがある。

①申込が本港湾運送約款によらないものであるとき。

②委託者から特別の負担を求められたとき。

③当該港湾運送が法令の規定又は公の秩序若しくは善良な風俗に反するとき。

④貨物の荷造が不完全であるとき及び荷札、又はこれに代わる標示が不備なとき。

⑤その他港湾運送の引請けを拒否する正当な理由があるとき。

第１５条　当社は、次の場合には、荷受人の費用をもって貨物を倉庫営業者に寄託することができる。

①荷受人を確知し得ないとき。

②貨物引渡に関し争いがあるとき。

③荷受人が貨物の受取を拒んだとき。

④荷受人が相当の期間内に引渡を請求しないとき。

⑤その他やむを得ない事由によって貨物の引渡ができないとき。

第１６条　当社は、十分かつ実行し得べき指図がないときは、委託者の利益に注意しつつその裁量によって処理し、殊に運送の方法を選択することができる。

第１７条　当社は、別段の指図が書面により明らかにされていないときは、他の貨物と混載することができる。

第１８条　当社は運賃、料金及び立替金その他の費用の支払を受けるまでは貨物、又は船積書類の引渡請求に応じないことがある。この場合損害を生ずることがあっても、当社はその責を負わない。

第１９条　当社が賠償の責を負う損害は当社、又はその使用人の故意、又は重大な過失によって直接に生じたるものに限る。

２当社が当社、又はその使用人の故意又は重大な過失がなかったことを証明したときはその責を負わない。

３前項の証明が事実上、又は条理上不能と認められる場合は、委託者が当社、又はその使用人の故意又は重大な過失を証明しなければならない。

第２０条　当社は次の事由によって生じた貨物の滅失、毀損、引渡遅延、その他の損害、又は他の貨物、船舶、財産若しくは人畜に及ぼした一切の損害については賠償の責を負わない。

①委託者の故意、又は過失

②天災その他の不可抗力、火災、水害、海難、機雷、強盗、海賊、その他一切の人力で抗することができない事故及び検疫その他の法律、命令、規則等の執行

③戦争、事変、変乱、同盟罷業、同盟怠業、事業場閉鎖、船混み、その他の事由による港湾及び港湾施設の混雑その他これに準ずる事由

④貨物の性質又は瑕疵

⑤荷造の不完全、包装の破損、荷印又は荷札の不備

⑥本船荷役用具の不備、本船、又は沿岸における荷役用具若しくは運送用具に潜在する瑕疵

⑦虫害、鼠害、汚損、熱気、冷気、湿気、臭気、蒸れ、かび、腐敗、変質、変色、さび、その他類似の事由

⑧自然の消耗、又は貨物の性質による発火、爆発、その他他物との接触から生じる事故

⑨荷役中の降雨、荒天、又は高波浪

⑩紛れ揚り、揚違い、積残り、盗難

第２１条　当社の責に帰すべき事由によって貨物に損害を生じたときは、当社は送状に記載された価額、又は委託者が明示した価額を限度として損害の程度に応じこれを賠償する。

２前項の場合、損害額について争いが生じたときは、港湾運送約款の定により、定のない場合は、公平な第三者の鑑定若しくは評価によってその額を決定する。

第２２条　当社の責に帰すべき事由によって生じた貨物の損害賠償の請求をしようとする者は、当社の定める様式によりこれを行うものとする。

第２３条　当社は異議なく貨物を引渡した後は、その貨物については如何なる責も負わない。

第２４条　当社は、委託を受けた港湾運送に対して国土交通大臣に届け出た運賃及び料金を収受し、収受した運賃及び料金の割戻はしない。

２前項における運賃及び料金については、荷役料金、半夜荷役料金、日曜日・祝祭日荷役料金、土曜日荷役料金等を含むものとする。

第２５条　当社は、港湾運送完了の際にその運賃及び料金を申し受けるものとする。ただし、運賃及び料金のうち港湾福利分担金、労働安定基金及び港湾労働法関係付加金相当額については、委託者は原則として一般財団法人港湾近代化促進協議会にこれを支払うものとする。

第２６条　第７条第１項の規定により競売又は売却したときは、その代金を競売又は売却に要した費用、運賃料金又は立替金に充当し、なお余剰があるときは、これを委託者に交付し、又は供託し、不足額があるときは、委託者からその不足額を申し受ける。

２第７条第１項及び第３項の規定により廃棄その他の処分をしたときは、その処分に要した費用は、委託者から申し受ける。

第２７条　当社の責に帰さない港湾運送の変更、取消等の場合に要した費用は委託者の負担とする。

第２８条　委託者、又は荷受人は、この港湾運送約款を承認し、かつこれに同意したものとする。

この港湾運送約款は２０２５年４月１日取扱分より改定実施する。